

発議第 3 号

平成 3 1 年 2 月 2 1 日

木津川市議会議長 高味 孝之 様

提出者 木津川市議会議員 宮嶋 良造

賛成者 木津川市議会議員 西山幸千子

木津川市水道事業給水条例の一部改正について

上記の議案を地方自治法第 1 1 2 条及び木津川市議会会議規則第 1 4 条
第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

水道料金にかかる消費税率及び地方消費税率の税率を条例に明記すること
で消費税率等に変更があった場合に、市議会での条例改正を必要とするた
め。

木津川市条例第 号

木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

木津川市水道事業給水条例（平成 19 年木津川市条例第 196 号）の一部
を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「第 29 条に規定する税率」の次に「(100 分の 6.
3)」を、「第 72 条の 83 に規定する税率」の次に「(63 分の 17)」を加
える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（発議第3号）

木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）	（旧）
第1条～第26条（略） （料金）	第1条～第26条（略） （料金）
第27条 料金は、別表第1に定める基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率（ <u>100分の6.3</u> ）を乗じて得た金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率（ <u>63分の17</u> ）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	第27条 料金は、別表第1に定める基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
第28条～第46条（略）	第28条～第46条（略）